

白老町役場
一般文書

令和4年 12月25日

町内会長各位

白老町長 戸田 安彦

町内会宛て文書班回覧のお願いについて

貴町内会におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より生活環境行政の運営には格別のご理解ご協力を賜り、深く感謝
申し上げます。

この度「白老町消費者被害防止ネットワークだより第82号」を作成いたしました。班回覧で各世帯へのご周知いただき被害防止にお役立てくださいますようお願い申し上げます。

白老町消費者被害防止ネットワーク事務局

白老町役場生活環境課町民生活 G

白老町消費生活センター

TEL 0144-82-2265

一般文書

白老町消費者被害防止ネットワークだより第82号

消費者被害防止情報

消費者被害情報 No.82.2022年12月
発行：白老町消費者被害防止
ネットワーク事務局
白老町消費生活センター
〒059-0995
白老町大町1丁目1-1（役場生活環境課内）
TEL0144-82-2265 / FAX0144-82-4391

お金のはなし

多重債務に陥るのは特別な人だけではありません！

賃金が上がらない中で値上げラッシュが続いている。多重債務というと自身とは遠い話に感じるかもしれませんが、その大きな原因の一つが「生活費の不足」です。冠婚葬祭などの急な出費や病気、失業などをきっかけに生活費が不足して借入れをしたのがきっかけで…というケースも少なくありません。

多重債務って？
返済能力の低下、
もしくは返済能力
を超える借り入れ
のため返済が困難
となり結果、借入れ
を繰り返している
状態



消費者庁イラスト集より

原因は？

生活費の不足、交際費、失業、病気、消費者被害、詐欺、
奨学金、離婚、依存（ギャンブル、買い物 etc）など

心理状態

自己肯定感の低下、現実逃避、やる気が出ない
気分が塞ぐ、督促に対する恐怖心など

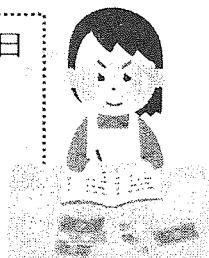
この様な状態が長く続くことで自身での問題解決が困難になり事態が深刻化する可能性があります。
多重債務に陥るのは特別な人だけではありません。一人で抱え込まずに早めに相談しましょう。

多重債務に陥らないために

家計管理の甘さからもしくは突然の大きな出費をきっかけに多重債務に…という場合は日々の心がけや備えで予防することができます。

例えばこんなことに気をつけて

- ・家計管理による収支の把握、急な出費に備えた貯蓄
- ・買い物の前に「本当に必要か」を考える
- ・「カード払いは借金」という認識を持つ
- ・借り入れをする場合は返済総額を計算してから！計画の立たない借金はしない！など



知りたい制度

貸付け自粛制度

「借金をやめたくても、やめられない」という悩みを抱えた時、自己申告により借り事が出来なくなる制度があります。本人により申告があると「信用情報機関」に登録され会員会社より照会された際に情報提供されます。3ヶ月は撤回できません

奨学金の猶予制度

「日本学生支援機構」では申請により返還を猶予される制度があります。「就職しても収入が少ない」「無職や病気で働けない」などで返済が出来なくなった時、そのまま放置してはいけません！

放置のデメリット→信用情報に延滞が登録、督促や取り立て、

裁判を起こされる可能性も！

猶予の申請手続きをすれば支払いが猶予。（最長10年、毎年手続きが必要）

信用情報機関～信用情報開示制度

信用情報とはクレジットや各種ローン等で過去にどの様な取引をしたのかの情報で登録された情報は5年ほど保管されます。信用情報を保管・管理するのが「信用情報機関」で会員会社がローンやクレジットの審査の際に情報を照会し活用します。

日本の信用情報機関は3つ

「株式会社日本信用情報機構（JICC）」「株式会社シーアイシー（CIC）」「全国銀行個人信用情報センター」
信用情報は誰でも開示を請求することができます。（インターネット、郵送、窓口にて手数料1000円程度）